

# 職場でのパワハラ



## 相談内容

身体障がいのある女性から、上司や会社の対応についてのご相談

半年前に障がい者雇用枠で入社した会社で、上司のパワハラや会社からの嫌がらせと思える対応に悩んでいる。

仕事を教えてくれない、作業が遅いと叱責される、雇用契約書に記載のない業務までさせられるなど、他の職員と対応が違うので上司に抗議をしたが、「新入社員なので、指示に従うように。」と逆に注意をされてしまった。

また3か月前には、遅刻をしていないのに給与が減額されていた。タイムカードや業務日誌により、遅刻がない事が確認されたが、減額分の返還もいまだされていない。そ

他に、残業代の未払もあり会社が意図的に辞めさせようと、嫌がらせをしているとしか思えない。

障がいがあることをわかって雇用しているのに、何の配慮もない会社と上司の態度に納得できない。最近では出勤のたびに、今日はどんな嫌がらせを受けるのかと心配になり、夜も眠れなくなっている。転職しようかとも考えるが、障がいや年齢の事を考えると転職先が見つかるかどうか不安だ。



## 人権啓発・相談センターの対応紹介

会社の給料未払いや遅配は、労働基準法違反であると思われること、上司の対応はパワハラにあたると思われることを説明しました。相談内容ごとに相談できる機関が違うことを説明し、情報提供を行いました。

①残業代未払いや給料の遅配などの労働基準法違反については、労働基準監督署に申告し調査・指導してもらうよう、助言をしました。

②上司のパワハラについては、会社側と労働者側双方の意見を聞き、仲裁やあっせんなどを行ってくれる機能を持つ『労働局総合労働相談コーナー』(※1)で相談するよう勧めました。相談する際には、これまでの会社や上司の対応について、整理して記録したものを持参するように助言しました。

また、「障害者差別解消法」と「改正障害者雇用促進法」が施行されたことによる会社側の合理的配慮の可否についても相談するように、助言をしました。

③法的視点での助言を求める場合は、区役所の『無料法律相談』(※2)の利用を勧めました。

④再就職の相談は、ハローワークでも障がい者の就労

支援を行っているので、担当窓口で相談するよう情報提供をしました。

⑤精神的に不安定になり不眠状態もあることから、『大阪市こころの健康相談センター』(※3)で、病院受診の必要があるかどうか、受診が必要であればどのように病院を探せばいいのかなどを尋ねてみるように伝えました。

後日、労働局総合労働相談コーナーのあっせんにより会社側から謝罪を受けたことや、ハローワークで相談し、いい条件の職場に転職できたことの報告を聞く事ができました。

問題解決のための課題が多く複数の相談機関を利用することになりましたが、課題に応じた専門機関での相談により、早期に解決できた事例です。また、相談者のご存じない相談機関をご紹介することもでき、適切な相談機関に橋渡しをする人権啓発・相談センターの役割を果たすことができました。専門機関を利用することで、解決できることはたくさんあります。困っていることや悩み事は、ひとりで抱え込まずにどうぞお気軽にご相談ください。

※1 労働局総合労働相談コーナー

☎0120-939-009

☎06-7660-0072

時間 月～金 9:00～18:00

※2 区役所

『無料法律相談』

各区役所にお問い合わせください。

※3

大阪市こころの健康相談センター  
こころの悩み電話相談

☎06-6923-0936

時間 月～金 10:00～15:00



大阪市人権啓発・相談センター

相談専用番号 ☎06-6532-7830 (なやみゼロ) 相談専用FAX番号 FAX06-6531-0666

時間 平日(月～金) 9:00～21:00、土日・祝日 9:00～17:30 ※年末年始(12月29日～1月3日)は休業

誰でも気軽にインターネット上に文章や写真を投稿できるブログやSNSを楽しんでいる人も多いことでしょう。しかし、あなたが発信した書き込みや写真などが、もしかしたら他人のプライバシーや権利を侵害しているかもしれません。

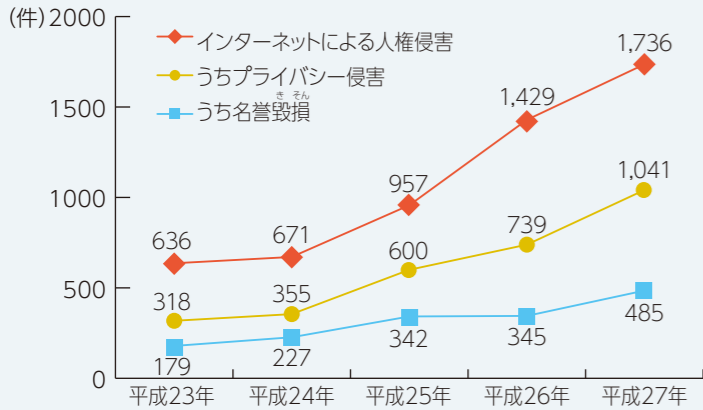
そこで今回は、ブログやSNSを行うときに、注意しなければいけないことについて紹介します。



## あなたのインターネットライフは大丈夫?

### ●インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件※(開始)

※人権が侵害された疑いのある事件を人権侵害事件と呼んでいます。法務局では被害者からの申し出を受けて救済手続きを開始します。



(出典)法務省「平成27年における「人権侵害事件」の状況について」

**■著作権とは?**  
書籍や雑誌、新聞、インターネット上などに掲載されているほとんどの文章や写真、イラスト、映像、音楽などは、誰かが「著作権」という人格権と財産権を持っています。従って、これらの情報を著作権を持っていて人の許可なく無断で、複製したりインターネット上に転載したりして、自分の情報として発信することはできません。

**■肖像権とは?**  
また人物写真は、撮影した人の「著作権」だけでなく、撮られた人が不快感(精神的苦痛)を受けないよう「肖像権」があります。例えば、旅行先で友達と一緒に撮った写真を自分のブログに掲載する場合でも、写っている人の許可を得ること。背景に写り込んだ見知らぬ人は、ぼかすなどの加工が必要で、肖像権には二つの側面があります。

**●プライバシー権**  
個人の私生活上のことを勝手に他人に知られたくないと求める「プライバシー権」という人格権に則した権利です。著名人・有名人の肖像や名前には商品的な価値があり、「パブリシティ権」があります。

**●パブリシティ権**  
著名人・有名人の肖像や名前には商品的な価値があり、「パブリシティ権」があります。

5 5 0 8 7 9 0  
527

料金受取人払郵便  
大阪西局承  
69  
差出有効期間  
平成29年3月31日まで  
(切手不要)

大阪市西区立売堀4-10-18  
阿波座センタービル1階  
大阪市人権啓発・相談センター 行



楷書ではっきりとご記入ください。

ご住所 〒

お名前 年齢 歳

### 編集後記

今号は「LGBT」について特集しました。LGBT等の性的少数者については、最近よく話題になることも増えました。また皆さんからのアンケートでも取り上げてほしいテーマとしてご意見を頂いていました。いかがでしたでしょうか。

30号でいただいたアンケートでは、特集の「多文化共生」や若者の雇用その他、障がいなどの今後取り上げてほしいテーマや内容についてもご意見をいただきました。いただいたご意見・要望等は今後の誌面づくりに活かしていきたいと思っておりますので、アンケートにご協力をお願いします。

### 地域活動に女性の視点を活かしていきましょう

活力ある地域社会をつかっていくためには、女性が積極的に地域活動へ参画することが必要です。地域にどのような活動があり、どのようにしたら参加できるのか、知ることから始めてみませんか?

- 地域デビュー応援講座  
～地域に根差した暮らし方・働き方～
- 対象 どなたでも
- 講師 リー・ヤマネ・清美(パーソナル・アシスタント・ギャラリー・LEE'S代表)  
第2回ゲストスピーカー 深沢周代(JUSO Coworking)
- 日時 ①平成28年12月7日(水) 10:00～12:00 全2回  
②平成28年12月14日(水)
- 定員 20名(申込先着順)
- 申込 クレオ大阪中央  
☎06-6770-7200 ☎06-6770-7705

- 地域で何かをはじめよう!  
～地域でのチャレンジ&デビュー応援セミナー～
- 対象 地域で何か始めたいと思っている方
- 講師 リー・ヤマネ・清美(パーソナル・アシスタント・ギャラリー・LEE'S代表)  
第2回ゲストスピーカー 浅香保龍太(株)ジョーのガレージ代表、北区魅力発信フリーペーパー「つひまぶ」編集長)
- 日時 平成29年1月24日・31日(火) 10:30～12:30 全2回
- 定員 20名(申込先着順)  
一時保育・手話通訳は平成29年1月14日(土)までに要申込
- 申込 クレオ大阪子育て館  
☎06-6354-0106 ☎06-6354-0277

### 男性の悩み相談

男性が抱える仕事や夫婦関係など身近な人間関係の悩み、生き方などについて、男性相談員が相談に応じます。

- 電話相談 ☎06-6354-1055
  - 面接相談(要予約) 開催場所 クレオ大阪子育て館
- | 相談日 | 毎週金曜日 | 19:00～21:00 |
|-----|-------|-------------|
|     | 第3日曜日 | 11:00～17:00 |
- | 相談日 | 毎週金曜日 | 19:00～21:00 |
|-----|-------|-------------|
|     | 第3日曜日 | 11:00～17:00 |
- 予約受付  
☎06-6770-7723  
火曜日～土曜日 10:00～20:30  
日曜日・祝日 10:00～16:00

### ひとりで悩んでいませんか?

- ひとりで抱えてまいで…まずは相談してください。
- 大阪市配偶者暴力相談支援センター ～DV相談専門電話～  
☎06-4305-0100(月曜日～金曜日 9:30～17:00)
  - クレオ大阪 女性総合相談センター ～悩みの電話相談～  
☎06-6770-7700  
(火曜日～土曜日 10:00～20:30 日曜日・祝日 10:00～16:00)
  - DVから逃れて安全を確保したいとき
    - 各区役所 保健福祉課(月曜日～金曜日 9:00～17:30)
    - 各警察署 生活安全課 緊急時は110番

### 大阪市女性活躍促進事業「10年後の自分を幸せにするためのキャリア形成支援イベント」

これから就職する若者が、多様な働き方、生き方に触れ、自分らしく輝ける「キャリア」の形成、そして結婚や出産、子育て、介護などのライフイベントと両立した働き方を実現するための学びの場を用意します。

- 対象 ①大学3年生などこれから就職活動をする方  
②大学4年生以上の概ね20代の方
- 参加方法 下記特設ページより申込受付中
- ①あさがくナビ2018 特設ページ →
- ②Re就活 特設ページ →

- 実施時期 ①第2回 平成28年12月17日(土) 18:00～20:00  
②第1回 平成28年12月9日(金) 18:00～20:00
- 場所 学情梅田コンパス10階コンパスホール  
※第1回は終了しました。
- 第2回 平成29年2月上旬  
※詳細は上記特設ページに発表します。

### CONTENTS(予定)

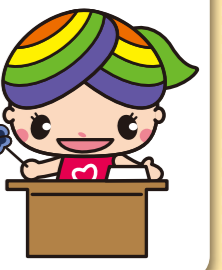
- 第1部 セミナー  
社会との関わり方、キャリアの築き方のアドバイス
- 第2部 ワークショップ  
ライフイベントと仕事の両立のためのキャリアデザイン
- 第3部 交流会  
先輩社会人との交流会

問い合わせ 「これから就業する若者のキャリア形成支援事業」  
運営事務局  
〒530-0001 大阪市北区梅田2-5-10(株)学情内  
☎06-6346-6303 ☎06-6346-6892  
✉career-support@gakujo.ne.jp

### 大阪市男女共同参画普及啓発事業

#### 講演会 「可能性の広げ方 ～人とのつながりが未来を創る～」

- 講師 大塚三紀子(玄米カフェ実身美オーナー)  
大阪を中心に人気の玄米カフェ実身美(サンミ)の創業者である大塚三紀子さんに、夢の実現に向けて人とのつながりの中で自分らしく仕事をし、意思を持ち続け挑戦することなど、ご自身のエピソードを交えてご講演いただきます。
- 日時 平成29年1月15日(日) 14:30～16:00
- 場所 大阪市立男女共同参画センター中央館
- 定員 150名(先着順)
- その他 事前申込より一時保育(1歳～就学前)を実施 手話通訳あり
- 同時開催 クレオ大阪中央「ハッピーサンデー」  
申込・問い合わせ 大阪市男女いきいき財団  
☎06-7656-9040 ☎06-7656-9045





# 大阪市人権啓発・相談センター

## ひとりで悩んでいませんか？



大阪にお住まいの方で、人権に関する事で悩み、お困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。  
専門の相談員が対応します。  
**まずはお電話を！**

## 専門相談員による人権相談

相談専用電話番号 **06-6532-7830** なやみゼロ  
 相談専用FAX番号 **06-6531-0666**  
 相談時間 平日/9:00~21:00  
 土日・祝日/9:00~17:30  
 ※年末年始(12/29~1/3)・施設点検日は休館  
 ※人権相談の受付は、相談時間終了の**30分前**までです。

人権相談のほか、人権に関するパンフレットの提供や人権啓発ビデオ・DVDの貸出しも行っていきます。  
研修会などにぜひ、ご活用ください。

## 人権啓発事業に関するお問い合わせ

電話番号 **06-6532-7631**  
 FAX番号 **06-6532-7640**  
 開設時間 平日(月~金)/9:00~17:30  
 ※土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)は休業

## 「KOKOROねっと」に 広告を掲載しませんか？

- 縦40mm×横90mm×2枚 ● 4色カラー
- 年4回(6月・9月・12月・2月発行)
- 発行:27,000部(2月)
- 申込締切:第32号(2月発行)…12月16日

## ●「KOKOROねっと」の主な設置・配付場所

市役所、区役所、大阪市営地下鉄駅構内、公立高等学校、公立中学校、市立各図書館、各区スポーツセンター、各サービスカウンター(梅田・難波・天王寺)、市立総合生涯学習センター、市民学習センター各館、クレオ大阪各館、ヒューライツ大阪、ピースおおさか、大阪市人権啓発・相談センター など

## 広告に関する問い合わせ先

大阪市人権啓発・相談センター 電話06-6532-7631 06-6532-7640  
<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000272808.html>

ケータイ、スマートフォン(パソコン)などウェブサイトからも下記アンケートにお答えいただくことができます。専用フォームに入力するだけで簡単に応募できます。



ケータイ

[http://s-kantan.com/city-osaka-e-shinsei-k/offer/offerListMobile\\_detail.action?tempString=CA0016kokoronet](http://s-kantan.com/city-osaka-e-shinsei-k/offer/offerListMobile_detail.action?tempString=CA0016kokoronet)



スマートフォン  
(パソコン)

[http://s-kantan.com/city-osaka-e-shinsei-u/offer/offerList\\_detail.action?tempString=CA0016kokoronet](http://s-kantan.com/city-osaka-e-shinsei-u/offer/offerList_detail.action?tempString=CA0016kokoronet)



ケータイ  
QRコード



スマートフォン  
(パソコン)  
QRコード

## アンケートに答えて「Quoカード」をゲットしよう。No.31 プレゼント付きアンケート!!

- 質問1**  
この情報誌を、どこで入手されましたか？  
(その他の場合は具体的な場所をご記入ください)
- 質問2**  
この情報誌のなかで興味・関心を持った記事はありましたか？  
(複数回答可)
- 質問3**  
あなたは、人権に関心がありますか？
- 質問4**  
この情報誌を読んで人権への理解に役立ちましたか？
- 質問5**  
この情報誌を読んで人権に興味・関心がわき、次号も読んでみたいと思われましたか？
- 質問6**  
今後もこのような情報誌を発行したほうが良いと思いますか？
- 質問7**  
この情報誌を読んだ感想やご意見、今後掲載してほしい内容やご要望をお書きください。



## KOKOROねっと No.31 アンケートはがき

下記事項のあてはまる番号を○で囲むか、必要事項をご記入ください。

- 1** 1 駅構内 2 市・区役所 3 図書館 4 学校、職場  
5 大阪市ホームページ  
6 その他 ( )
- 2** 1 巻頭特集 (P.1~4) 2 ヒューマンインタビュー (P.5~6)  
3 大阪市からのお知らせ (P.7) 4 人権相談の現場から (P.8)  
5 連載コラム (P.10)  
6 その他 ( )
- 3** 1 関心がある 2 すこし関心がある  
3 あまり関心がない 4 関心がない
- 4** 1 とても役に立った 2 役に立った  
3 あまり役に立たなかった 4 役に立たなかった
- 5** 1 ぜひ読みたい 2 どちらかといえば読みたい  
3 どちらでもよい 4 読みたいとは思わない
- 6** 1 そう思う 2 どちらかといえばそう思う  
3 どちらかといえばそう思わない 4 そう思わない
- 7**

右のはがきまたは携帯電話などからも応募できます。  
アンケートの答えとはがき表面に必要事項(ご住所・お名前・年齢)をご記入の上、はがきについてはキリトリ線にそって切り取り、ポストに投函してください(切手不要。応募はいずれかお1人1回)。抽選でQuoカード(5名様に2000円相当、20名様に500円相当)をプレゼントします。なお、当選発表は商品の発送をもって代えさせていただきます。  
応募期限:平成29(2017)年1月31日(火)  
※個人情報の取扱いについて…はがき及びウェブサイトのアンケートで取得しました個人情報は、大阪市個人情報保護条例等の法令に基づき適切に取扱います。

◆次回のKOKOROねっとNo.32は、平成29(2017)年2月発行の予定です。  
主な設置・配付場所:市役所、区役所、大阪市営地下鉄駅構内、市立各図書館等

